

**令和5年度
埼玉県障害福祉分野就職支援金
貸付の手引き**

令和5年6月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

目 次

1	事業の概要	1
2	申請	3
3	貸付	4
4	返還	5
5	返還の猶予・免除	5
6	届出義務	6
7	様式一覧	6
8	問い合わせ先	7
9	注釈	7
10	資料	
	(1) 埼玉県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱	8
	(2) 様式集	17

1 事業の概要

(1) 事業の目的

この事業は、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉分野の職員としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸付を実施し、迅速に新たな障害福祉に携わる人材の確保を支援することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付の対象者

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに下記①の研修を修了した者又は資格を取得した者で、かつ令和5年4月1日以降に下記②の事業所又は施設等に障害福祉職員として就労（内定）した者。

ただし、下記①の研修の修了日又は資格取得日^{※1}、下記②の事業所又は施設等に障害福祉職員として就労した日のいずれか一方が令和4年4月1日から令和5年3月31日までである場合も、申請の対象となります。

① 次のアからクの研修のいずれかを修了もしくはケの資格を取得した者

ア 介護職員初任者研修

イ 介護職員実務者研修

ウ 居宅介護職員初任者研修

エ 障害者居宅介護従事者基礎研修

オ 重度訪問介護従業者養成研修【基礎課程、統合課程、行動障害支援課程のうちいずれか】

カ 同行援護従業者養成研修【一般課程または応用課程のうちいずれか】

キ 行動援護従業者養成研修

ク 強度行動障害支援者養成研修【基礎研修と実践研修の両方】

ケ 介護福祉士

② 埼玉県に所在する障害福祉サービス事業所又は施設等^{※2}において、障害福祉職員（主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者）として就労した者又は就労を予定（内定）している者（2年以上（1年あたり180日以上）の勤務が想定される者）

※1 介護福祉士登録証に記載の登録年月日

※2 介護保険サービスを提供する施設、事業所は対象となりません。

		就職日	
		令和4年度	令和5年度
研修修了又は資格取得	令和4年度	×	○
	令和5年度	○	○

- ・貸付回数は、一人当たり一回限りとします。
- ・「潜在介護職員再就職準備金貸付事業」、「介護分野職就支援金貸付事業」による貸付を受けたことがある者は、対象外です。
- ・「福祉系高校修学資金貸付事業」及び「介護福祉士修学資金貸付事業」における「就職準備金」を受けたことがある者は、対象外です。
- ・原則として、本貸付と同種の貸付・補助金との併用はできません。

(4) 貸付額及び貸付回数

貸付額は、200,000円と障害福祉分野就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額（千円未満切捨て）とします。

貸付回数は、他の都道府県での貸付も含めて一人当たり一回限りとします。

(5) 貸付予定人数

53名

(6) 貸付方法及び利子

貸付は、県社協会長と貸付対象者との契約により行います。また、利子は無利子とします。

(7) 連帯保証人

貸付を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければなりません。

なお、貸付を受けようとする者が未成年者である場合の連帯保証人は、法定代理人でなければなりません。

連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

(8) 留意事項

- ① 申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付を決定します。なお、審査結果によっては貸付決定とならない場合があります。
- ② この貸付は、指定期間内（1「(3)貸付の対象者」参照）に研修を修了又は資格を取得し、新たに障害福祉職員として就職する方が対象となります。
- ③ 貸付金の送金は、業務従事届の提出による就労の確認及び研修修了もしくは資格取得を書類により確認した後に行います。

2 申請

(1) 申請書類

借受申込者は、次に掲げる書類を作成し、県社協にご提出ください。

なお、申請書類等の所定様式は、県社協ホームページからダウンロードできます。

	申請書類	備考
①	障害福祉分野就職支援金貸付申請書（様式第1号）	
②	障害福祉分野就職支援金利用計画書（様式第2号）	
③	誓約書（様式第3号）	
④	研修の受講を証する書類（研修の修了証の写し等） 又は介護福祉士登録証の写し	
⑤	就職（内定・決定）証明書（様式第4号）	就職先が証明するもの
⑥	同意書（様式第12号）	
⑦	申請者の住民票	3か月以内に取得したもの（ <u>本籍記載あり</u> 、マイナンバー記載なしのもの）
⑧	連帯保証人の住民票	※外国人住民の方はマイナンバー記載なし、「国籍・地域」「在留資格」「在留期間」「在留期間等の満了の日」の記載があるもの
⑨	連帯保証人の収入を証明するもの	最新年度の課税証明書等

※ 個別の状況に応じ、上記以外の書類が必要となる場合があります。

※ 申請書類の作成にあたって、消せるボールペンや修正液（テープ）の使用はできません。訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消し、その後訂正印を押印してください。

(2) 申請締切

令和6年3月31日（必着）

(3) 申請方法

下記提出先の住所に申請書類を送付してください。不着等の事故を防ぐため、必ず特定記録郵便等で郵送してください。

【申請書類提出先】

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒330-8529

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電話番号 048-824-3370

3 貸付

(1) 貸付額

貸付額については、200,000円以内とし、障害福祉職員として就職するのに必要となる経費に充当するものの額（千円未満切捨て）とします。

なお、就職する際に必要となる経費については、以下のとおりとします。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加費又は参考図書等の購入費
- ③ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居に伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、県社協会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

(2) 貸付決定

申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付可否を決定します。貸し付ける旨を決定したときは貸付額を、貸付けない旨を決定した時はその旨を、借入申込者に通知します。

また、貸付決定通知を受けた者は、印紙税法に定める額の収入印紙を貼りつけた借用証書（様式第5号）、印鑑登録証明書（連帯保証人の分も含む）、障害福祉分野就職支援金振込口座申請書（様式第6号）、返還猶予申請書（様式第10号）、業務従事届（様式第11号）を提出いただきます。

(3) 貸付金の交付

貸付金は、申請者から借用証書（様式第5号）、印鑑登録証明書等の必要書類がすべて提出された日の翌月末までに、指定口座に一括で送金します。ただし、書類が不足している場合や、申請状況等によりさらに日数を要することがあります。

(4) 貸付契約の解除

資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるときは、契約を解除します。

なお、資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるときとは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 心身の故障のため就労を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ② 死亡したとき
- ③ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(5) 資金交付までの主な流れ

申請者（貸付要件を全て満たす者）

- ① 介護職員初任者研修等該当の研修を修了した者又は研修を受講決定している者。もしくは、介護福祉士を取得した者
↓
- ② 埼玉県に所在する障害福祉サービス事業所又は施設に障害福祉職員として就労した者又は就労を(内定)予定している者
↓
- ③ 貸付申請
↓
- ④ 県社協にて申請書類をもとに貸付の可否を審査
↓
- ⑤ 県社協から貸付決定又は不承認通知を交付
↓
- ⑥ 借用証書、業務従事届、返還猶予申請書等の提出
↓
- ⑦ 県社協から資金を交付（指定口座に送金）

4 返還

(1) 返還の内容

次のいずれかに該当するときは、月賦、半年賦又は一括のいずれか希望する方法により1年以内に返還しなければなりません。その場合は、返還計画申請書（様式第8号）をご提出いただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 県内において、障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

(2) 延滞利子

正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない期限までにこれを返還しなかったときは、当該返還期限日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

5 返還の猶予・免除

(1) 返還の猶予

次のいずれかに該当し、県社協会長が認めるときは、その事由が継続する期間、

貸付額に係る返還の債務の履行を猶予します。その場合は、返還猶予申請書（様式第10号）等をご提出いただきます。

- ① 県内において、障害福祉職員の業務に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

（2）返還の免除

次のいずれかに該当するときは、返還債務を免除します。その場合は、返還免除申請書（様式第9号）をご提出いただきます。

- ① 研修終了後又は資格取得後、障害福祉職員として就労した日から、県内において2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき

※2年の間とは、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した日数が360日以上とします。

※業務従事先の法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、県外において障害福祉職員の業務に従事した期間・日数については、上記期間・日数に算入します。

※他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障害福祉職員の業務に従事できない期間が生じた場合は、上記期間には算入しないものとしますが、引き続き、障害福祉職員の業務には従事しているものとして取り扱います。

- ② 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき

6 届出義務

この貸付に関する届出事項（住所・氏名・連帯保証人等）について、変更があった場合は、異動届（住所・氏名・連帯保証人等）（様式第7号）を提出してください。

7 様式一覧

埼玉県障害福祉分野就職支援金貸付にかかる様式は、以下の県社協ホームページからダウンロードできます。

<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

【各種様式】

名 称	様式番号
障害福祉分野就職支援金貸付申請書	様式第1号
障害福祉分野就職支援金利用計画書	様式第2号
誓約書	様式第3号
就職（内定・決定）証明書	様式第4号
借用証書	様式第5号
障害福祉分野就職支援金振込口座申請書	様式第6号

異動届（住所・氏名・連帯保証人等）	様式第7号
返還計画申請書	様式第8号
返還免除申請書	様式第9号
返還猶予申請書	様式第10号
業務従事届	様式第11号
同意書	様式第12号
辞退届	様式第13号

8 問い合わせ先

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-6 5彩の国すこやかプラザ内

電話 048-824-3370 FAX 048-833-8062

○埼玉県 福祉部障害者支援課 施設整備・法人指導担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3313 FAX 048-830-4783

9 注釈

（*注1）連帯保証人について

- ①連帯保証人は、貸付金を確実に返済できる収入等がある方で、書面によりその同意をいただきます。
- ②連帯保証人は、申込時点で75歳未満であることが望ましいです。
- ③連帯保証人は、日本国籍を有する方、又は永住者とします。
- ④借受申込者が外国籍である場合など、やむを得ない理由により個人の連帯保証人が立てられない場合は、本会まで御相談ください。
- ⑤連帯保証人は貸付対象者と連帯して債務負担するものとし、保証債務は延滞利子を包含するものとし、
- ⑥借受申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。
- ⑦連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、法定代理人に加えて、別に返済能力のある連帯保証人（原則近親者）を立てていただきます。
※連帯保証人が2名必要となる場合は、障害福祉分野就職支援金申請書（様式第1号）の連帯保証人欄をコピーしていただき、連帯保証人を2名立てたうえで申請してください。
- ⑧申請書類受付後、連帯保証人あてに連帯保証の意思確認のために電話連絡をすることがあります。連絡がつかない、又は記入をしていない等の事実があった場合は、審査することができませんので、申請書類を返却します。

（*注2）他制度利用の場合について

- ①他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。